

結核健康相談実施要綱

(目的)

第1条

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53の13に基づき、市民からの結核に関する相談等の機会を確保し、結核のまん延防止や結核患者の早期発見に資するため、結核健康相談を実施する。

(実施主体)

第2条

本事業の実施主体は、保健所とする。

(実施方法)

第3条

各区役所・支所は、相談者等のプライバシー確保に十分配慮し、結核健康相談を実施する。

(実施内容)

第4条

本事業で実施する内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 結核に関する相談業務

結核に関する相談希望者に対し、医師・保健師等による相談、胸部エックス線撮影等を行い、必要に応じて医療機関への紹介状の発行を行う。

(2) 管理検診

結核登録者の管理検診を実施する。

第5条

この事業の従事者は、医師、保健師、放射線技師、看護師等とする。

(胸部エックス線撮影及び読影方法)

第6条

第4条第2項に掲げる胸部エックス線の撮影方法は、直接撮影とし、医師による読影を行い、原則2次読影は行わない。

(補則)

第7条

この要綱に定めるものの他、事業の実施に必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。